

国家戦略特別区域における旅館業法の特例について (特区法第13条)

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として政令で定める要件に該当する事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業を行おうとする者は、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法の規定は適用しないこととする。

区域計画

<特定事業>

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの

外国人の
滞在ニーズへの
対応

事業の
実施者

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として政令で定める要件に該当していることについて都道府県知事が認定

旅館業法の規定の適用除外

特区法第13条（旅館業法の特例）に関する政令の概要（検討中）

- 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件
 - 10日以上滞りの賃貸借契約であること
 - 外国人旅客の滞りに適した施設であること
 - － 滞りに適した広さ
 - － 適当な換気、採光、照明、防湿、冷暖房、防犯の設備
 - － 浴室、洗面、トイレ、寝具、調理、収納、清掃のための設備・器具
 - － 使用前の居室の清潔の保持
 - 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内のほか、外国人旅客との契約に基づく役務を提供する体制が確保されていること

※ このほか、省令で都道府県知事の認定に係る手続について規定。

歴史的建築物に関する旅館業法の特例（省令）の概要（検討中）

地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、次の要件を満たす場合は、旅館業法上の施設基準の一部（フロント（玄関帳場）の設置義務）の適用を除外する。

- フロント（玄関帳場）に代替する機能を有する設備（ビデオカメラ）を設けること
その他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制（24時間の連絡体制）が整備されていること。

※ 現行の文化財保護法に基づく伝統的建造物に係る特例と同様の措置を省令で規定